



# ◆秋田市功労者表彰 市勢発展への 貢献を称えて

## 功労者表彰



**伊藤武子さん(川尻)**  
秋田市赤十字奉仕団委員長として、活動の充実に尽力されたほか、秋田市社会福祉協議会理事を歴任されるなど、多岐にわたり社会福祉の発展に貢献されました。



**藤井明さん(中通)**  
秋田商工会議所の役員として、観光客へのおもてなし向上と秋田の食の魅力発信に尽力され、商工業の振興・発展に貢献されました。



**前川重明さん(泉)**  
秋田市教育委員会委員として、教育行政の重要事項について提言を行ったほか、教育委員長として会議を主導するなど、教育委員会の適正な運営に貢献されました。



**藤田正義さん(飯島)**  
秋田市農業委員会委員として、農業政策への建議・要望の提出と農地転用に対する助言・指導を行うなど、農地行政の執行に貢献されました。

7月12日は「市の記念日」です。明治22年7月12日の秋田市役所開庁にちなみ、昭和3年に制定しました。市では、7月12日(水)午10時から文化会館で、市の記念式典を開催し、市勢の発展に貢献された次のみなさんを表彰します。総務課☎(888)5423

### 一般表彰(敬称略)

■**人権** 人権擁護委員▶山本尚子(八橋)

■**交通安全** 交通指導隊員▶鎌田芳弘(広面)、石塚惇(河辺)、渡邊ノリ子(茨島)

■**平和公園墓地自治会会長**▶原田健司(泉)

■**自治振興** 町内会長▶松淵孝(手形)、嵯峨光雄(千秋)、嵯峨 齊(中通)、堀井輝雄(南通)、小野地英紀(南通)、田口和宏(南通)、佐藤秀一(橋山)、畦田広道(大町)、松村輝夫(大町)、三平光一(旭南)、菅野茂(川尻)、加藤雄次(川尻)、相場進(茨島)、佐々木強(茨島)、渡部威(牛島)、鈴木久美(牛島)、千田典夫(牛島)、小林長昭(卸町)、三浦重義(手形)、加賀谷俊尚(新藤田)、三浦與三郎(広面)、金司(広面)、畦田清一郎(広面)、佐藤武夫(手形)、高橋克二(泉)、白瀬善一(土崎)、長谷川清俊(新屋)、小澤文広(新屋)、森合久男(太平)、嵯峨敏廣(太平)、田口誠太郎(太平)、石塚建藏(外旭川)、

嵯峨念春(飯島)、大野大作(港北)、加藤陸廣(浜田)、三森和人(仁井田)、堀井良一(四ツ小屋)、鈴木一二(四ツ小屋)、金釜計悦(下浜)、深井徹(下浜)、藤嶋 昇(金足)、高橋儀次(泉)、田口奨(寺内)、高橋昇吉(河辺)、加賀谷芳春(河辺)

■**社会福祉** 介護給付費等の支給に関する審査会委員▶東海林和弘(山王)、高橋賢一(千秋)、長谷川弘一(御野場)、佐藤真紀(大平台)

ボランティア▶雄和ハローモニカクラブ、退職公務員連盟秋田支部女性部よつば会、新星カラオケ会、すみれ会 地区社会福祉協議会役員▶嵯峨久一郎(上北手)、長谷川瑞子(飯島) 民生委員・児童委員▶田口 悟(豊岩)、藤原博子(牛島)、澤井恵理子(築山)、浅野裕美子(新屋勝平)、齋藤和子(雄和)、遠藤明子(新屋勝平)、永田凡人(上新城)、森 加寿美(大住)、長谷川淑子(雄和)、川村幸子(下北手)、栗山由美子(外旭川)、梅津郁子(旭南)、中村伸子(下北手)、辰傳壽朗(旭南)、岩谷輝雄(寺内小)、松山順子(雄和)、山内幸子

(雄和)、池田一機(大住)、齋藤毅(築山)、榎勝子(大住)、山上春一(河辺)、安田千鶴子(港北)、佐々木幹男(外旭川)、船木ひとみ(外旭川)、神成樹(旭川)、渡邊恵子(旭北)、藤丸恵子(東)

■**保健・医療** 地域保健推進員会長▶渡邊達夫(上新城)

■**環境** 廃棄物減量等推進審議会委員▶柴山敦(山手台) 不法投棄監視員▶齊藤良行(雄和)、稲垣秀三(豊岩)

■**産業振興** 商業振興▶今野孝寛(横森)、鈴木浩樹(仁井田) 山林看守人▶打矢廣雄(雄和)、石井房雄(雄和)、渡邊勇悦(下浜)、嵯峨清作(上北手)、船木廣(濁川) 林道管理責任者▶須田紀男(下浜)

■**教育文化** 文化振興▶小笠原京子(泉)、小林一彦(土崎) 青少年育成▶湊 信一(土崎)、佐々木隆(豊岩)、佐藤美智子(上北手)、小田原里子(牛島) ボランティア▶おはなし会「のほら」、おはなしの森、Akitaコードモの森 児童育成クラブ世話人▶畠山敏子(川尻)、田中聖子(仁井田)、田村由美子(泉)、齋藤令子(泉)、佐々木昌子(泉)、三浦英子(泉)、佐藤富子(泉)、加藤一菜(飯島)、高橋裕子(飯島)、宮田富恵(御野場)、村越真理子(下北手)、大友フヨ(河辺)、尾形悦子(河辺)、伊藤邦子(保戸野)

\*()内は住所です。ただし、民生委員・児童委員は担当地区名の記載です。

# みんなで 支え合う 後期高齢者医療制度



## 8月から使う新しい被保険者証 を7月下旬にお送りします



後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、8月1日(火)から有効となる被保険者証を7月14日(金)頃に簡易書留でお送りします(色は水色)。自己負担割合額は平成28年中の所得で改めて判定しているため、今までと違う場合があります。新しい被保険者証をご確認ください。

問▶後期高齢医療課☎(888)5638

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新はお早めに

医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(月)です。

継続となるかたへ、認定証を被保険者証と一緒に送ります。新たな対象者には、7月中に申請書を送ります。同封する封筒で返してください。

65歳以上75歳未満のかたで、身体障害者手帳1～3級および4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、障害年金証書1・2級をお持ちのかたは、後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは、お問い合わせください。

## ■8月からの自己負担限度額(1か月)

区 分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	現役並みの所得があるかた 被保険者証の一部負担金の欄が3割のかた	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円
	一般 被保険者証の一部負担金の欄が1割のかた	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ 認定証の適用区分が「区分Ⅱ」	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ 認定証の適用区分が「区分Ⅰ」	8,000円	15,000円



## ■入院時の食事代(1食につき)

現役並みの所得があるかた		360円(※1)
一般		
区分Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院(※2)	160円
区分Ⅰ		100円

※1 = 指定難病患者や、平成28年4月1日現在、すでに1年を越えて精神病床に入院しているかたは260円  
※2 = 90日を超えた場合、再度申請が必要です

## 平成29年度保険料額決定通知書と納入通知書を7月12日(水)にお送りします

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がいがある65歳以上のかたに、「保険料額決定通知書・納入通知書」を7月12日(水)にお送りします。

金額は、平成28年中の所得などをもとに算定し、年額保険料は所得割額と均等割額の合算で、上限額が57万円(100円未満切り捨て)です。

所得割額 = 加入者の所得に応じた分  
計算式 → (所得 - 33万円) × 8.07%  
均等割額 = 一律39,710円

### 29年度の 保険料の軽減

所得の低いかたなどは、被保険者の総所得額などに応じて保険料を軽減しています。

①所得割額の軽減 被保険者の総所得額(平成28年の所得一基礎控除額33万円)などが58万円以下の場合▶2割軽減

②均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の総所得額など	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下(年金以外の収入がある場合はその所得が0円)	9割	3,971円
33万円以下	8.5割	5,956円
33万円+(27万円×被保険者数)以下	5割	19,855円
33万円+(49万円×被保険者数)以下	2割	31,768円

③後期高齢者医療制度に加入する前日まで、健康保険の被扶養者であったかた(国保・国保組合の加入者は除く)の軽減

▶所得割額0円、均等割額11,913円